湊山公園樹木のオーナー募集要領

１　趣旨

この要領は、米子市公園施設オーナー認定制度実施要綱（平成２１年２月２日施行。以下「要綱」という。）により、湊山公園に植樹する樹木のオーナーの募集（以下「オーナー募集」という。）に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

２　募集内容

オーナー募集の内容は、次に定めるとおりとする。

⑴　募集樹木　オオシマザクラ（H=３．５ｍ　C=０．１５ｍ　W=１．２ｍ）

⑵　募集本数　１５本　※原則　お一人様１本

⑶　植樹場所　湊山公園

⑷　植樹費用　１本当たり３万円

３　銘板

要綱第７条の規定により設置する銘板に記載する文字の数は、次に定めるとおりとする。

⑴　オーナーの氏名　２０字以内

⑵　メッセージ　４０字以内

３　募集の終了

寄附の申込みを受けた樹木が２の⑵に定める募集本数に達したときは、オーナー募集を終了する。

４　樹木の植樹

寄附を受けた樹木の植樹は、社団法人鳥取県造園建設業協会西部支部（以下「協会」という。）が行う。

5　申込方法

⑴　２の規定により樹木を寄附し、オーナーの認定を受けようとする者は、米子市公有財産規則（平成１７年米子市規則第４２号）第９条第６号の寄附申込書及び要綱第４条の米子市公園施設オーナー認定申請書を市長に提出しなければならない。

⑵　要綱第５条の規定により樹木のオーナーとして認定したときは、当該認定した者（以下「オーナー」という。）の住所、氏名、樹木の本数及び銘板に記載するメッセージの内容を協会に通知するものとする。

6　費用の納入

⑴　オーナーは、２の⑷に定める植樹費用を、協会に納入するものとする。

⑵　⑴の納入は、協会が指定する口座に振り込む方法により行うものとする。

7　植樹の施行

⑴　協会は、６の規定による植樹費用の納入を確認した後、植樹の方法、時期等について市長と協議の上、植樹を行うものとする。

⑵　協会は、植樹が完了したときは、市長に対し、その旨を報告するものとする。

⑶　市長は、⑵の報告を受けたときは、オーナーに対し、植樹が完了した旨を通知するものとする。
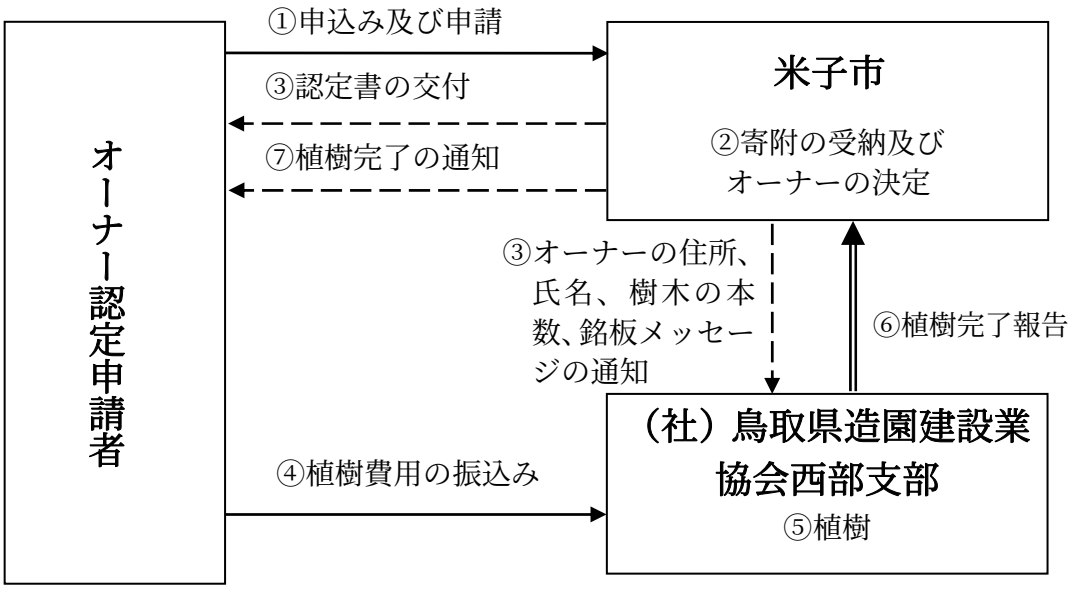
樹木のオーナー募集手続きの流れ